

マージン率等に係る情報提供

株式会社 桜井商会

労働派遣法 第23条 第5項に基づき、下記の情報を提供します。

【対象：令和6年度（令和6年7月～令和7年6月）】

記

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） 27 名
2. 派遣先企業数 12 社
3. 労働派遣者に関する料金の平均額 17,600 円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 12,820 円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 27.16%
6. 教育訓練に関する事項
別紙にて表記
7. その他労働者派遣業の業務に関し参考となる事項
(1) マージン率に含まれるもの
 - ・ 社会保険 ・ 労働保険 ・ 年次有給休暇 ・ 健康診断費用 ・ 教育研修費用
 - ・ 各種資格取得支援制度 ・ 運営管理費
8. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定
(1) 令和6年7月1日から令和8年6月30日までの協定を締結
(2) 正社員として採用され派遣形態として派遣先に就業し、派遣先における総合事務員、検収・
検品係員、選別作業、フォークリフト運転作業員に従事する従業員（以下「対象従業員」とい
う。）に適用